

令和5年11月17日

宇部市の乗合バス事業者に対して行政処分を実施します

関係機関から法令違反の疑いがある旨の情報提供等を端緒として、宇部市の乗合バス事業者である船木鉄道株式会社の船木営業所に対して、山口運輸支局が令和5年2月1日に立入監査を実施しました。

監査の結果、高齢運転者に対する指導監督が適切に行われていなかったなど道路運送法違反の事実が確認されたことから、中国運輸局では同法第40条の規定に基づき当該事業者に対し、船木営業所の乗合バス2台を20日間使用停止することを命じました。

当局では、利用者が安心して公共交通機関を利用できるよう、引き続き運送事業者を指導監督し、法令遵守の徹底に努めて参ります。

【行政処分の内容】

- 行政処分年月日 : 令和5年10月26日
- 事業者名 : 船木鉄道株式会社(代表取締役 たなか けいいち 田中 敬一)
住所 : 山口県宇部市船木980番地
処分対象営業所 : 船木営業所
(山口県宇部市大字船木柿ノ木田977番地1号)
- 行政処分の内容 : 事業用自動車の使用停止 40日車 (2両×20日間)
(令和5年11月17日から令和5年12月6日まで)
- 違反の内容 : 別紙のとおり
- 違反点数付与状況 : 4点(累積点数:5点)

【参考】中国管内乗合バスの車両停止処分状況(過去5年間) ※今回の処分を除く

平成元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4件	1件	2件	0件	2件

【問い合わせ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室 山口運輸支局 自動車運送事業監査室

担当 : こしま まさき 児島、正木

担当 : つた うらがみ 鷲、浦上

TEL : 082-228-3460

TEL : 083-922-5336

【資料配付先】

[広島地区]: 合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、県政記者クラブ

[山口地区]: 県政記者クラブ

【車両停止に係る違反】

1. 乗務員台帳の記載事項等に不備があった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
2. 運転者に対する指導及び監督を行った旨の記録の記載事項等に不備があった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
3. 特定の運転者に対する特別な指導が行われていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
4. 特定の運転者に対し適性診断を受診させていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

【警告に係る違反】

1. 営業所内に運送約款を公示していなかった。
(道路運送法第12条第1項)
2. 点呼の記録の記載事項に不備があった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
3. 乗務等の記録の記載事項に不備があった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項及び第4項)
4. 運転基準図の記載事項に不備があった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項)
5. 運転者に対し運転基準図による適切な指導が行われていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項)
6. 運転者に対する適切な指導及び監督が行われていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)